

2019年9月27日
株式会社山陰合同銀行

J-Coin Pay 加盟店規約改定のお知らせ

山陰合同銀行では、J-Coin Pay において静的QRコード（紙に印刷したQRコード）の取扱いを始めること、および将来のサービス拡充のため、J-Coin Pay 加盟店規約を改定いたします。また、一部誤植による修正も行っておりますこと、お詫び申し上げます。

なお、改定後の規約は本改定前よりご契約いただいている加盟店さまにも適用させていただきます。

記

1. 改定日

2019年9月27日より

2. J-Coin Pay 加盟店規約改定内容

次ページ以降を参照ください

以上

(別紙)

No	対象条項	修正理由・内容	旧版	改定版
1	第4条 コインでの決済	紙のQRコード、ユーザーが提示するQRコードでの決済データフローに対応すべく修正	<p>2. ユーザーが対象商品の購入の際に、コインでの代金決済を指定してみずほ銀行所定の手続を行った場合、加盟店は、みずほ銀行所定の方法によりみずほ銀行に対して売上情報を送信し、みずほ銀行が当該情報を受信した時点において、ユーザーが当該決済に利用するものとして指定した当該コインについてみずほ銀行のサーバー上に記録された残高が当該対象商品の代金額に満たないことを解除条件として、当行に対して当該対象商品の購入に係る代金債権を譲渡するものとします。</p> <p>3. 加盟店は、ユーザーのコインの残高から対象商品の代金に相当するコインが差し引かれた時をもって、前項に基づき当行に譲渡した代金債権が弁済等により消滅する前後を問わず、また、加盟店が当該債権譲渡の対価を受領する前後を問わず、当該代金の支払いがあったものとしてユーザーを取り扱わなければならないものとします。</p>	<p>2. ユーザーが対象商品の購入の際にコインでの代金決済を指定してし、ユーザーおよび加盟店がみずほ銀行所定の手続を行った場合、イシューに対し、売上情報が送信されます。</p> <p>3. 加盟店は、みずほ銀行所定イシューが前項の方法によりみずほ銀行に対して売上情報を送信し、みずほ銀行が当該情報を受信した時点において、ユーザーが当該決済に利用するものとして指定した当該コインについてイシューのサーバー上に記録された残高が当該対象商品の代金額に満たないことを解除条件として、当行に対して当該対象商品の購入に係る代金債権を譲渡するものとします。</p> <p>4. 加盟店は、ユーザーのコインの残高から対象商品の代金に相当するコインが差し引かれた時をもって、前項に基づき当行に譲渡した代金債権が弁済等により消滅する前後を問わず、また、加盟店が当該債権譲渡の対価を受領する前後を問わず、当該代金の支払いがあったものとしてユーザーを取り扱わなければならないものとします。</p>

No	対象条項	修正理由・内容	旧版	改定版
2	第5条 コインの精算	項番修正	<p>1. 当行は、直接または二次アクワイアラを通じ、加盟店に対し、当行は所定の期間における前条2項に基づく債権譲渡対価の総額(以下「精算金」といいます。)について、第9条に定めるところにより算定のうえ、当行は所定の時期までにあらかじめ加盟店が届け出た支払口座に支払うものとします。振込手数料は当行はの負担とします。なお、当行は、精算金の支払時において、加盟店が当行はに対して負担する弁済期の到来した本サービスまたは J-Coin Pay サービスに関連して支出した広告費その他の費用がある場合、これを控除して支払うことができるものとします。</p>	<p>1. 当行は、直接または二次アクワイアラを通じ、加盟店に対し、当行所定の期間における前条3項に基づく債権譲渡対価の総額(以下「精算金」といいます。)について、第9条に定めるところにより算定のうえ、当行所定の時期までにあらかじめ加盟店が届け出た支払口座に支払うものとします。振込手数料は当行の負担とします。なお、当行は、精算金の支払時において、加盟店が当行に対して負担する弁済期の到来した本サービスまたは J-Coin Pay サービスに関連して支出した広告費その他の費用がある場合、これを控除して支払うことができるものとします。</p>
3	第6条 加盟店としての遵守事項	unnecessary記載の削除	<p>2. 加盟店は、本サービスの利用に関し、次に掲げる行為を行ってはならないものとします。</p> <p><中略></p> <p>⑨ 営業、宣伝、広告、勧誘、その他営利を目的とする行為(対象商品の販売または提供および当行が認めたものを除きます。)、性行為やわいせつな行為を目的とする行為、面識のない異性との出会いや交際を目的とする行為、ユーザーに対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為、その他コインJ-Coin Pay サービスおよび本サービスが予定している利用目的と異なる目的で J-Coin Pay サービスまたは本サービスを利用する行為。</p>	<p>2. 加盟店は、本サービスの利用に関し、次に掲げる行為を行ってはならないものとします。</p> <p><中略></p> <p>⑨ 営業、宣伝、広告、勧誘、その他営利を目的とする行為(対象商品の販売または提供および当行が認めたものを除きます。)、性行為やわいせつな行為を目的とする行為、面識のない異性との出会いや交際を目的とする行為、ユーザーに対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為、その他コインJ-Coin Pay サービスおよび本サービスが予定している利用目的と異なる目的で J-Coin Pay サービスまたは本サービスを利用する行為。</p>

No	対象条項	修正理由・内容	旧版	改定版
4	第9条 債権譲渡対価	項番修正	第4条第2項に基づく債権譲渡の対価は、代金債権額から、当該金額に、別途当行と加盟店との間で合意した控除比率を乗じた金額を差し引いた金額とします。	第4条第3項に基づく債権譲渡の対価は、代金債権額から、当該金額に、別途当行と加盟店との間で合意した控除比率を乗じた金額を差し引いた金額とします。
5	第12条の2 加盟店サイト等の掲示	加盟店サイト等への掲載についての同意取得のため新設	(新設)	<p>第12条の2 加盟店サイト等の掲示</p> <p>1. 加盟店は、当行が加盟店より届出を受けた加盟店サイト等に関する情報(加盟店の店舗またはウェブサイトの名称、住所、URL、連絡先その他イシューが指定する加盟店サイト等に関する情報を含みます。)を、イシューまたはイシューが指定する第三者が運営するサービスのウェブサイトまたはアプリケーション上に掲載する可能性があること、また、イシューの判断により掲載を中止する可能性があることをあらかじめ承諾します。</p> <p>2. 第22条第2項に基づき追加、変更された加盟店サイト等に関する情報についても前項と同様とします。</p> <p>3. 加盟店は、当行に届け出た加盟店サイト等に関する情報に誤りがあり、または当行に届け出た加盟店サイト等に関する情報の変更を速やかに当行に届け出なかったことにより、ユーザーまたは第三者との間に生じた紛争から当行またはイシューを保護するものとし、当行またはイシューに生じた損害を補償するものとします。</p>

No	対象条項	修正理由・内容	旧版	改定版
6	第 14 条 反社会的勢力の排除	誤記修正	<p>3. 反社会的勢力もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当行は、ユーザーに対して催告することなく直ちに加盟店契約を解除することができ、これによって被った損害の賠償を請求できるものとします。</p> <p>4. 当行は、前項の規定に基づく加盟店契約の解除によりユーザーに損害が生じた場合においても、ユーザーに対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。</p>	<p>3. 反社会的勢力もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当行は、加盟店に対して催告することなく直ちに加盟店契約を解除することができ、これによって被った損害の賠償を請求できるものとします。</p> <p>4. 当行は、前項の規定に基づく加盟店契約の解除により加盟店に損害が生じた場合においても、加盟店に対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。</p>